

高浜1、2号延長申請

関電 40年超へ全国初

関西電力は三十日、運転開始からそれぞれ四十年、三十九年が経過した高浜原発1、2号機（高浜町）について、最長で六十年の運転を目指し、原子力規制委員会に運転延長を認可申請した。運転三十八年の美浜原発3号機（美浜町）についても運転延長の前提となる「特別点検」を五月中旬から始めることを決めた。

同日、県と高浜、美浜両町に方針を伝えた。＝関連③面

美浜3号 特別点検へ

東京電力福島第一原発事故以来、国は原発の運転期間が四十年と規定。例外として、規制委の認可を受け、原子炉容器やコンクリート構造物などの劣化状況を調

べる特別点検を実施。問題がなかったことから運転延長を申請した。再稼働に必要な新規制基準への適合審査は三月に申請している。美浜3号機は、高浜1、2号機と出力（八二・六万キロワット）、型式が同じため、高

浜の特別点検の結果を受け、実施を決めた。

県庁で関電幹部から報告を受けた県の桜本宏安全環境部長は、四十年超えの運転について「なぜ必要か県民への丁寧な説明が必要。通常のプラントの安全確認に加え、高経年化の観点から厳正にチェックする」との考えを示した。

高浜町の野瀬豊町長は「特別点検で特に異常がなかったことから、運転延長

を申請することは自然なことだ」などとコメントした。

美浜町の山口治太郎町長は「高浜の知見を基に安全最優先で十分な点検して、結果を町民にも分かりやすい方法で説明してほしい」と求めた。

法律の規定で高浜1、2号機は来年七月七日まで、美浜3号機は来年十一月二十日までに適合審査と運転延長認可に合格しなければ廃炉となる。

規制委から新規制基準に適合していると判断された高浜3、4号機をめぐっては福井地裁が十四日、再稼働を差し止める仮処分決定を出している。